

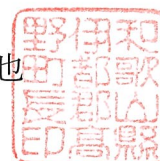


高野町告示第 13 号

令和 8 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格縦覧帳簿を
地方税法第 4 1 6 条第 1 項及び第 3 項の規定により、下記の通り
関係者の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

高野町長 平野 嘉也



記

- 1 縦覧期間 自 令和 8 年 4 月 1 日(水)
至 令和 8 年 8 月 31 日(月)
(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- 2 縦覧期間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
- 3 高野町役場 税務会計課